

## 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律

(平成一六年六月一八日法律第一二一号)

### 一、提案理由(平成一六年三月二六日・衆議院法務委員会)

野沢国務大臣 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

我が国においては、内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、司法に対する多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる広くかつ高い識見を備えた裁判官及び検察官が求められております。この法律案は、このような状況にかんがみ、判事補及び検事について、その経験多様化のための方策の一環として、一定期間その官を離れ、弁護士となってその職務を経験するために必要な措置を講ずることにより、判事補及び検事が弁護士としての職務を経験することを通じて、裁判官及び検察官としての能力及び資質の一層の向上並びにその職務の一層の充実を図ることを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、最高裁判所または法務大臣は、それぞれ判事補または検事の同意を得て、当該判事補または検事が弁護士となってその職務を行うものとする事ができることとし、この場合においては、最高裁判所は当該判事補を裁判所事務官に、法務大臣は当該検事を法務省に属する官職にそれぞれ任命するものとしております。

第二に、弁護士の職務を行う期間は、原則として二年を超えることができないものとしております。

第三に、弁護士の職務を行う者は、受け入れ先の弁護士法人または弁護士との間で雇用契約を締結し、弁護士の業務に従事するものとしております。

第四に、弁護士の職務を行う者は、裁判所事務官等としての身分を保有するが、その職務に従事せず、その給与を支給しないものとしております。

第五に、弁護士の職務を行う者の服務及び弁護士の職務を行う者に関する国家公務員共済組合法等の特例等について所要の規定を置いております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

### 二、衆議院法務委員長報告(平成一六年四月一日)

柳本卓治君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、裁判官及び検察官の能力及び資質の一層の向上等を図るため、判事補及び検事が一定期間その官を離れ、弁護士となってその職務を経験するために必要な措置について定めるものであります。

本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、二十六日野沢法務大臣から提案理由の説明を聴取し、三十日質疑を行い、これを終局し、昨三十一日採決を行った結果、全会

一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院法務委員長報告（平成一六年六月一日）

山本保君 ただいま議題となりました六法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案は、判事補及び検事が、一定期間その官を離れ、弁護士の職務を経験することを通じて、裁判官及び検察官としての能力及び資質を向上させ、職務の充実を図るための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、判事補及び検事に弁護士職務経験をさせる目的と意義、受入れ体制の整備等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございました。